

# 令和4年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託

## プロポーザル募集について

### 1 背景・目的

川崎市では、木材利用が地球温暖化防止、国土の保全、森林再生等に寄与することから、平成26年に「川崎市公共建築物等における木材の利用促進に関する方針」を策定するなど、**国産木材の利用促進に取り組んでおります。**

平成31年度から、森林整備・林業に関する人材育成、木材利用・普及啓発に活用すべく森林環境譲与税の譲与が開始され、木材の消費地として積極的に国産木材を利用することが求められています。また、木材利用の促進を図るためには、**市民が木に触れ、その良さを知る機会を増やすことが重要**だと考えられます。

こうしたことから、一般市民が利用する公共施設の一部において、内装や家具等の木質化リノベーションを実施することにより、**リノベーションを通じて施設が抱える課題の解決や利便性の向上と併せ、市民が木に触れる機会創出を図ります。**

より良い木空間を実現するため、技術・ノウハウを有する事業者を、公募型プロポーザル方式にて募集します。

## 2 委託業務概要

- (1) 件名 令和4年度 川崎市公共建築物木質化リノベーション推進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月8日まで（令和4年度契約）
- (3) 予定経費 10,235,512円（消費税及び地方消費税含む）
  - ※1 上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、提案対象の規模の上限を示すものです。
  - ※2 約1,300,000円（消費税及び地方消費税含む）については、外構部分において市民が気軽に集える提案とすること。
- (4) 契約方法 本プロポーザルにおいて選定された事業者と随意契約を締結することを予定しています。
- (5) 業務内容 本事業の背景・目的を踏まえ、次の業務を行って下さい。

### ア 宮前区役所向丘出張所における木質化リノベーションの実施

○広く市民への木の効果の普及等を図るため、宮前区役所向丘出張所（川崎市宮前区平1丁目1-10）1階エントランスロビーや正面玄関の屋外周りを中心に、主に国産木材を使用して木質化リノベーションを行います。

○次の点に留意して業務提案書を作成して下さい。

《木質化の考え方について》

・以下の施設管理者が抱える諸課題や意向に対し、木材利用を通じて解決に繋がる提案を行うこと。

『照明が暗く、雰囲気がよくない、入りづらい』『気軽に来られて、人が集まる場・雰囲気になるとよい』といった地域住民等からの要望があがっており、木材を利用して、明るく開放的な庁舎にしたい

『宮前区役所向丘出張所の今後の活用に関する方針』に基づき、休息ができ、本を読むことができる「地域の居場所」、イベントの開催ができ、人が集まって交流が生まれる「活動・交流の場」として庁舎屋内外や設備を活用したい

- ・向丘地区の誇りとなるような木質化空間の創出を目指し、市民が利用しやすく、親しみのもてる出張所を木質化で実現できる提案を行うこと。
- ・多くの来庁者の目に触れる場所であることを踏まえ、来庁者が変化を実感できるような提案を行うこと。
- ・1階のエントランスロビー等を中心に木質化するとともに、外構部分（西側・東側共）について市民が気軽に集える設えとすること（別紙 参照）。併せて間接照明の活用等による暖かみの感じられる空間づくりの提案を行うこと。
- ・床材にも木材を利用するなど、施工箇所と施工箇所外との空間の調和（バランス）を図ること等、空間デザイン的な視点に立って、提案を行うこと。
- ・約1,000冊収容可能な市民が自由に利用できる大型の本棚等の設置に関する提案を行うこと。
- ・外観（バス停側）からも本事業における木材利用の変化を感じることができるよう、デッキ\*やベンチや日よけ等を配置するなど、市民が気軽に集える工夫とともに、外部からの視認性も意識した提案を行うこと。

※既存の外構や植栽の撤去が必要な場合は、当該撤去・処分費は本提案に含む

※撤去範囲は監督員と調整すること。

- ・来庁者に木の温もりが感じられる木材を活用した内装改修の提案を行うこと。
- ・玄関屋外周りの木質化については、耐久性・安全性を有する材料を使用し、メンテナンスのしやすさに配慮した提案を行うこと。

#### 《提案書における注意事項について》

- ・提案書は、施工後の雰囲気や、調和が図られていることがわかるよう、現在の施工箇所の写真やイメージに、改修後のイメージを合成させたものを提出すること（施工箇所と施工箇所外との調和がわかるような内容を含むこと）。

#### 《現状の什器について》

- ・証明発行業務に必要な機能を維持するため、以下の什器については、記載必要台数を確保すること

記載台…2台（うち、ハイタイプ（4人用）1台、ロータイプ（椅子2脚含む）1台）  
受付カウンター…3台（1番窓口2台、2番窓口1台）

1番窓口からは、執務室とフロアの行き来ができるようにすること

- ・什器の木質化において、既存什器（ブラインド、記載台、カウンター等）の木質化又は新規入替のいずれでも可能とするが、全体として調和のとれたものとする。
- ・リノベーションにより不要となる什器は、施設所管課職員の指示する場所に移動すること（什器の処分は不要）。

#### 《施工条件について》

- ・添付図面のとおり、正面入口から証明書発行窓口、階段、非常口への導線を確認し、常時通行可能とすること。
- ・使用している国産木材の産地、立米数、炭素固定量\*等を明記したプレートを作成し、施設内に設置すること。（サイズや設置場所は監督員と調整すること）
- ・正面入り口東側の植栽（ツツジ）及び擁壁（別紙参照）については、撤去及び改修は行わないこと。
- ・床や壁へのアンカー打設など、振動を伴う工事をする場合は、監督員と施工箇所や日時をよく調整すること。
- ・工事等は、原則平日、8:30-17:00に行うこと。また、開庁しながらの施工となるため、施工中は工事エリアを区切るなど、業務の運営に支障がないよう、監督員と調整すること。

○事業内容等については、選定後、向丘出張所職員等へのヒアリング等及び監督員との協議を行い、決定します。

### イ 報告書作成

- 本事業の実施内容を報告書としてとりまとめて下さい。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、監督員は受託者に修正等適切な対応を求めることができます。
- 木質化された施設を長期に維持していくため、施設管理者が日常的に木質化された箇所の維持管理を適切に行えるよう、日常及び一定期間ごとのメンテナンス方法について、報告書としてまとめて下さい。

### 3 参加資格

受託を希望する事業者は、本事業の目的に沿った事業提案及び業務を適切、公平、中立かつ効率的に実施できるものであって、次に掲げる要件をすべて満たすものとします。

- (1) 申請時点において、**川崎市の競争入札参加資格を有する登録事業者**であること。
- (2) 本委託業務に関するノウハウを有し、かつ、業務の達成及び事業計画の遂行に必要な人員及び組織を有していること。
- (3) 本委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するもの
  - イ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中であるもの
  - ウ 直近2か年分の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税・地方法人特別税、法人住民税、固定資産税を滞納しているもの
  - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがあるものまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
  - オ 代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの
  - カ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制化にある団体
  - キ 代表者が成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
  - ク 代表者が禁固以上の刑に処せられ、執行終了日または執行を受けることがなくなった日から2年未満の者
  - ケ その他資格審査において不相当であると市長が認めるもの
- (5) 本市と円滑に連絡調整できる地域に本社または事務所等があること。

### 4 応募方法・提出書類

申請書等を漏れなく記入し、必要書類を添えて、原則オンライン申請にて提出してください。オンライン申請先、申請書等の様式は、次の川崎市ホームページを御参照ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000142788.html>

- (1) 提案の募集期間  
令和4年8月17日（水）～令和4年9月30日（金）

#### (2) 提出書類

No.	名 称	様 式
1	応募申請書	様式1
2	誓約書	様式2
3	会社等の概要	様式3

4	配置予定人員	様式 4
5	業務提案書	様式 5
6	見積書（明細書を含む）	—
7	定款 ※最新のもの	—
8	法人概要・業務実績等がわかるもの（パンフレットなど）	—
9	その他市長が必要と認める書類	—

(3) 提出方法 **電子データ（オンライン申請にて提出）**

(4) 提出先 川崎市まちづくり局総務部企画課

(5) 留意事項

ア 提出書は、「オンライン申請」にて提出してください。

イ 電子データは以下の点に留意して、提出してください。

- ・オンライン申請する際は zip 等に圧縮して提出してください。
- ・ファイルは添付書類毎に PDF にしてください。
- ・ファイルは「4（2）提出書類」毎に PDF にしてください。
- ・ファイル名称は以下の通りとしてください。

<提案者名>\_<No.>\_<名称>.pdf

例 川崎市役所\_1\_応募申請書.pdf

- ・1つの PDF データにつき、2MB 以下としてください。2MB を超える場合は、分割して圧縮フォルダに格納をお願いします。

例 川崎市役所\_(1)\_応募申請書(1/3).pdf

川崎市役所\_(1)\_応募申請書(2/3).pdf

川崎市役所\_(1)\_応募申請書(3/3).pdf

ウ 応募に要した経費等については、本市は一切負担いたしません。また、提出書類は返却いたしません。

エ 提出書類の差し替え及び再提出は、提出期間終了後は一切受け付けません。

オ 提出書類は、川崎市情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

カ 応募申請書の提出後に辞退する場合は、応募辞退届（様式6）を提出ください。

キ 以下の事項に該当する場合は、無効または失格となることがあります。

（ア）提出書類の提出場所、提出期間、提出方法等が守られなかったとき。

（イ）提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。

## 5 応募に関する質問・回答

(1) この募集に関する質問がある場合は、質問書（様式7）に記入の上、まちづくり局総務部企画課までオンライン申請にて提出してください。

(2) 質問受付期間

令和4年8月17日（水）～令和4年8月31日（水）

(3) 質問に対する回答

質問書に対する回答については、後日、質問者に回答します。

## 6 受託候補者の選定方法

募集終了後、提出された書類に基づき、次の評価項目について、妥当性、実現性、事業効果などを総合的に審査するため、審査会を開催（10月中旬を予定）し、受託候補者を選定します。審査会においては、**提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答**（1件あたり15～20分程度）を実施する予定です。なお、審査の結果、選定された事業者については、選定結果通知書（様式9）にて通知し、あわせて今後のスケジュールをお知らせいたします。

### 【評価項目】

(1) 配置人員（執行体制・役割など）

(2) 業務に関する提案

- ・変化を実感できる提案
- ・明るく開放的な庁舎となる提案
- ・地域の居場所としての提案
- ・活動・交流の場としての提案
- ・外部からの視認性を意識した提案

## 7 その他

(1) 市内業者の育成及び市内経済の活性化の観点から、本業務委託の協力企業等は、市内企業の採用に努めてください。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限ります。

## 8 募集に関する問い合わせ先

川崎市まちづくり局総務部企画課

（川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命ビル8階）

電話 044（200）2703

FAX 044（200）3967

E-mail 50kikaku@city.kawasaki.jp



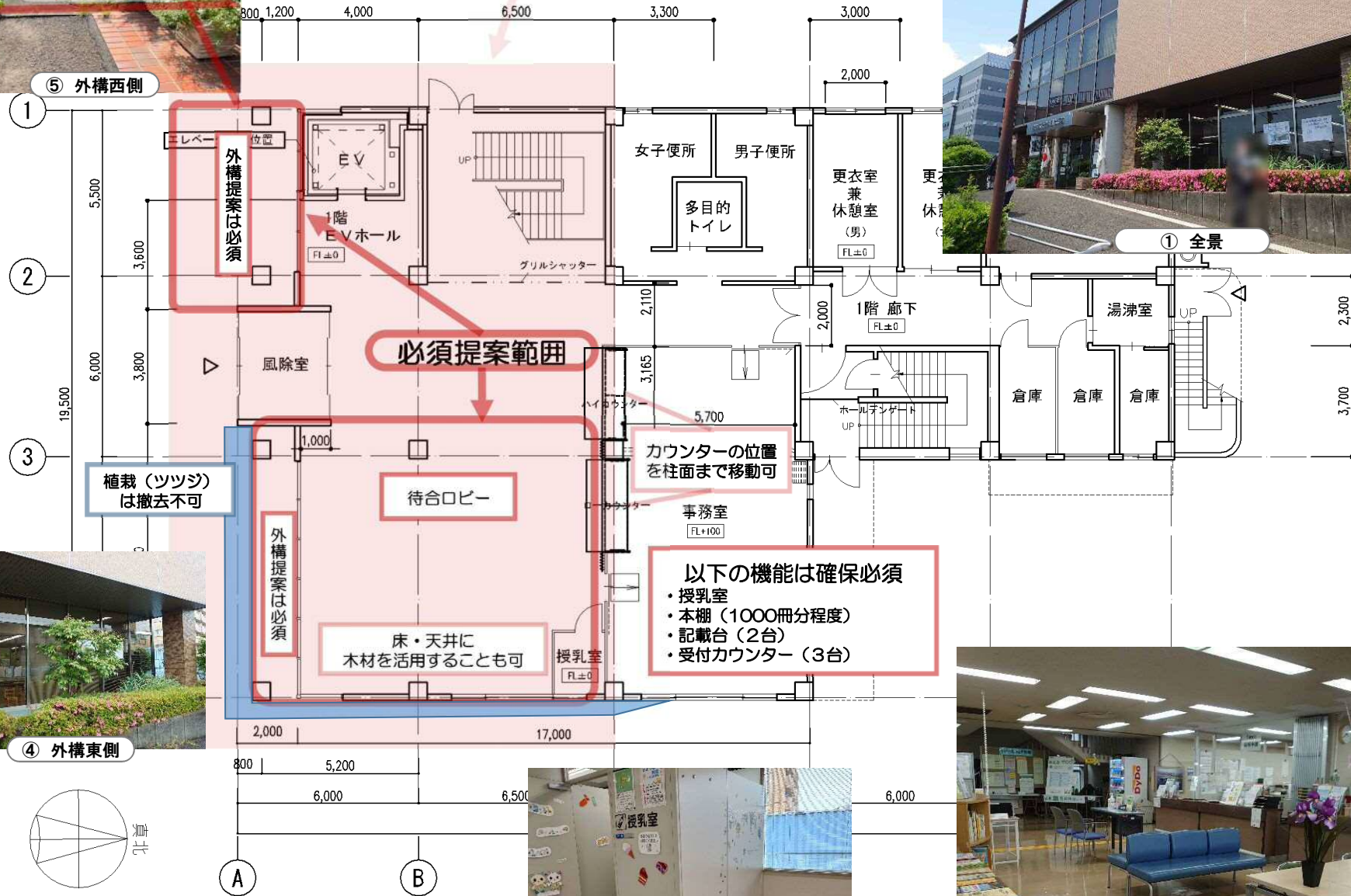
任意提案範囲  
(外構・壁面についても提案可)

(範囲イメージ)

⑤ 外構西側



① 全景



必須提案範囲

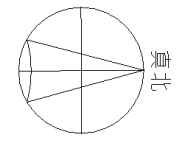
以下の機能は確保必須

- 授乳室
- 本棚 (1000冊分程度)
- 記載台 (2台)
- 受付カウンター (3台)

床・天井に木材を活用することも可



④ 外構東側



③ 授乳室、キッズスペース



② 待合ロビー